黒潮町特定不妊治療費補助金についてのお知らせ

黒潮町では、平成29年度より妊娠及び出産を望む夫婦を 経済的に支援する補助金制度を創設しました。



■補助対象者

「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成の承認決定を受けている方のうち、 下記の要件全てに該当する方。

- ①申請日において、法律上の婚姻をしており、夫婦の両方またはいずれか一方が町内に住所を 有し、かつ居住していること。
- ②平成29年4月1日以降に治療を行ったもの。
- ③県助成金で治療費の全額を助成されていないこと。
- ④町税等の滞納がないこと。

■補助金の額

〈特定不妊治療〉

- 1回につき、上限10万円
 - ※特定不妊治療に要した費用のうち、個人で負担した額から 高知県の助成を控除した額が補助対象となります。



- 1回につき、上限10万円
 - ※男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施した場合、10万円を 上限として補助額を増額します。(男性不妊治療のみを行った場合は対象外となります)

【補助事例】 * 1回の治療で60万円を要した場合(内訳:特定治療35万円、男性治療25万円)

○平成28年度まで

県より35万円の補助 特定不妊治療費:20万円 男性不妊治療費:15万円

実質自己負担額 25万円

○平成29年度より

県より35万円の補助 | 特定不妊治療費:20万円 男性不妊治療費:15万円

町より20万円の補助

特定不妊治療費:10万円 男性不妊治療費:10万円 実質自己負担額 5万円

-20万円

■申請の方法

下記書類を持参のうえ、役場健康福祉課保健衛生係または地域住民課保健センターまで提出 してください。

《申請に必要となる書類》

- ①黒潮町特定不好治療費助成金交付申請書
- ②黒潮町特定不好治療医療機関受診証明書
- ③高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書
- ④特定不好治療に係る領収書
- ※①及び②は下記窓口にて配付しております。また、ホームページからダウンロードも可能です。

■申請の期限

治療が終了した日の属する年度の3月31日まで

(県助成金の交付が決定した日が3月以降である場合には、交付決定後1か月以内) ※やむを得ない理由で申請期限に間に合わない場合には、早めにお問い合わせください。

●補助金に関する相談・申請は、下記の担当窓口にお願いします。

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836 佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373



